

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年七月十三日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第五十五号

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（第十八章 略</p> <p>第十九章 雑則（第四百四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（準用）</p> <p>第四百四十四条 第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十九条、第五十二条、第五十七条及び第六十二条から第六十六条までの規定は、条例第二百一十一条に規定する特定基準該当障害福祉サービス（以下単に「特定基準該当障害福祉サービス」という。）の事業について準用する。この場合において、第四条及び第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十五条第一項において準用する条例」と、第二十九条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計</p>	<p>目次</p> <p>第一章（第十八章 略</p> <p>附則</p> <p>（準用）</p> <p>第四百四十四条 第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十九条、第五十二条、第五十七条及び第六十二条から第六十六条までの規定は、条例第二百一十一条に規定する特定基準該当障害福祉サービス（以下単に「特定基準該当障害福祉サービス」という。）の事業について準用する。この場合において、第四条及び第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十五条第一項において準用する条例」と、第二十九条中「指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計</p>

と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、同条第十一項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第四十三条及び第五十七条中「条例」とあるのは「条例第二百二十五条第一項において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

2
5 略

第十九章 雑則

（電磁的記録等）

第四百四十五条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（条例第二百二十五条の二第一項に規定する書面をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第四条第一項（第三十一条、第三十一条の四、第三十四条、第六十八条、第六十八条の五、第八十五条、第四百四条、第四百四の四、第四百十二条、第四百十二条の四、第二百二十三条第二項、第三百二十二条、第三百三十四条、第三百三十六条、第三百三十六条の七、第三百三十六条の十一及び第三百四十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七条（第三十一条、第三十一条の四、第三十四条、第五十四条、第六十八条、第六十八条の五、第七十九条、第七十九条の四、第八十五条、第四百四条、第四百四の四、第七十九

と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、同条第十一項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第四十三条及び第五十七条中「条例」とあるのは「条例第二百二十五条第一項において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

2
5 略

条、第一百二十二条の四、第二百二十三条第二項、第三百二十二条、第三百三十四条、第三百三十六條、第三百三十六條の七、第三百三十六條の十一、第三百四十條、第三百四十條の七、第三百四十條の十一及び第三百四十四條第一項において準用する場合を含む。）、第三十六條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十五條第一項（第七十九條の四において準用する場合を含む。）、第三百三十七條の四第一項（第三百四十條の七及び第三百四十條の十一において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る条例第二百二十五條の第二項に規定する電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、条例第二百二十五條の第二項に規定する交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をし、書面に代えて、同項に規定する電磁的方法によることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。